

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

現況届は、8月分以降の手当の受給可否を決定する大切なものです。該当の方には8月上旬までに通知を発送します。提出がない場合、資格があっても手当を受給することができなくなりますので必ず提出してください。通知が届かない場合は町民福祉課へご連絡ください。

所得超過等により支給停止となっている方でも現況届を提出することにより新たに該当する場合もありますので、必ず提出をお願いします。

【受付期間】 必ず期間中に提出してください。

児童扶養手当 8月1日(金)～8月29日(金)

特別児童扶養手当 8月12日(火)～9月11日(木)

【必要書類】

- ・印鑑(朱肉を必要とするもの)
- ・児童扶養手当証書

※令和7年1月1日現在で神川町に住民登録がない方は、令和7年1月1日現在で住民登録していた市町村で発行された「所得証明書」の提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

神川町放課後児童クラブ利用者保育料助成金

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

町内の放課後児童クラブを利用する児童の保護者に対し、保育料の負担を軽減するため保育料の全部または一部を助成します。(令和7年4月分保育料より開始)申請書類等、詳しくは町ホームページをご覧ください。



【対象・助成金額】

申請時において神川町に居住し、住民登録のある方で次のいずれかの世帯に該当する方

生活保護法の規定による被保護世帯	保育料の全額
町民税非課税世帯	保育料の 1/2
ひとり親家庭等の医療費の受給世帯	保育料の 1/2

※おやつ代等の保育料以外の費用については対象外です。

【交付申請】

下記の申請月に放課後児童クラブ利用者保育料助成金交付申請書兼請求書に放課後児童クラブ利用者保育料助成金交付申請に係る同意書を添付して、町民福祉課へ提出してください。

保育料支払月が4～9月 → 9月に申請手続き(10月10日締切)

保育料支払月が10～3月 → 3月に申請手続き(4月10日締切) ※該当年度

バイクや軽自動車等にかかる届出について

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

町内の住所または定置場が登録されているバイクや軽自動車等には「4月1日」時点の登録内容で軽自動車税が課されます。登録内容の変更、抹消登録(廃車)等の手続きについては所定の届出が必要となります。

車両の売買・譲渡などによって所有者が変わるとき

売買や譲渡などで所有者が変更となる場合は名義変更の届出をしてください。他人名義の車両をそのまま使用することはトラブルの原因になります。

住所や氏名が変更になったとき

車両所有者の住所や氏名等が変わったときは、変更の届出をしてください。この手続きを怠ると納税通知が届かないなど不都合が生じる場合があります。

車両の使用をやめたとき

車両を処分したことなどにより所有しなくなったときは抹消登録(廃車)の届出をしてください。この手続きをしないと課税され続けることになります。

※ 125cc超のバイクや軽四輪車はそれぞれ下記表中の取扱窓口でナンバー標識が交付されます。登録内容の変更や抹消登録も同じ窓口で行われるため、役場では手続きできませんのでご注意ください。

区 分	取 扱 窓 口	所 在 地	電 話
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕車等)	神川町役場 税務課	神川町大字植竹909	0495-77-2116
	神泉総合支所 地域振興課	神川町大字下阿久原1088	0274-52-3271
軽二輪車・二輪小型自動車 (125ccを超えるバイク)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所	熊谷市御稜威ヶ原字下林 701-4	050-5540-2027
三輪・四輪軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所	熊谷市新堀字北原960-2	050-3816-3112

軽自動車税の納め忘れはありませんか？

まだ納付がお済みでない方は、至急納付をお願いします。
紛失等により納付書をお持ちでない方は再発行しますので税務課までご相談ください。

